

美作市新庁舎設計監理業務プロポーザル 一次質問回答書

令和4年1月14日受付まで

番号	資料名/ページ/項目番号	質問	回答
1	実施要綱 P3 4 参加資格 (1) 業務実績について	基本・実施設計が一括契約で履行期間が令和4年1月31日に完了する業務があります。仕様書・業務計画書で基本設計の指定工期が記載されておりますので、完了した基本設計業務を実績として記載してもよろしいでしょうか。	契約書に基づく一部完了として、基本設計部分の検収に合格し、公示日(令和4年1月5日)までに成果の引き渡し完了したものは実績とします。
2	実施要綱 P8 9(1)②	管理技術者及び総合主任技術者以外の主任技術者は、協力事務所の技術者を配置する事が可能と考えて宜しいでしょうか。	P4の(3)の②及び③のとおり構造、電気設備及び機械設備についても主任技術者は参加者の組織に属していることを条件にしています。 P8の9の(1)の②は、主任技術者以外の担当技術者とお考え下さい。
3	提出様式 P3(様式3)2 P3(様式5)2、3	契約書等業務実績や手持ち業務を証明する書類は不要と考えて宜しいでしょうか。	参加表明に業務の証明書類等の添付は不要です。 契約協議までに必要に応じて証明書類等を求め確認する場合があります。
4	提出様式 P5(様式5)1	健康保険証等参加者の組織に属していることを証明する書類は不要と考えて宜しいでしょうか。 また、保有資格は条件となっている資格以外も記載する事は可能でしょうか。資格の写しには定期講習修了も添付した方が宜しいでしょうか。	健康保険証等及び、建築士定期講習修了証は【質問番号3】のとおり。 条件以外の保有資格の記載も可能です。
5	実施要綱 P7 7(3) 評価基準①	設計監理料の採点について、算定式等あればご教示ください。	算定式は、「 $50 - \bullet \times 1. \blacklozenge^{\wedge} ((\text{見積額} - \text{限度額}) / 1,000)$ 」です。 $\bullet \blacklozenge$ は非公表、見積額等は税込みの千円単位です。
6	仕様書	本業務に含まれる「基本計画業務」について	

	P1 1 業務概要 (2)及び(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に係る成果は不要としてよろしいでしょうか。 ・新庁舎に係る成果についてご教示ください。 ・履行期間の中間工程に基本計画の履行期限がありません。基本計画・基本設計で R4.7 月ということでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事の基本計画は必要ありません。 ・新庁舎の基本計画は、設計条件等を整理しその設計方針等を A4・20 ページ程度（データ納品のみ）にまとめ公表したいと考えています。 ・基本計画及び基本設計は、契約上の履行期限は設けません。関連する事務手続きに配置図、平面図、立面図程度の意匠図を必要とするため、令和 4 年 7 月頃を目標として示しています。
7	仕様書 P2 4 (2)業務範囲	業務範囲について <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の「標準業務」については告示等の定めがありません。想定されている業務内容についてご教示ください。 	【質問番号 6 のとおり】
8	仕様書 P2 4 (2)業務範囲	対象/追加とする業務/経費について <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事設計及び同積算業務がありませんが、業務概要からこれらを含むものとしてよろしいでしょうか。 ・上記本業務に含む場合、解体工事設計において対象施設の現地調査（貸与資料との照合）は不要としてよろしいでしょうか。 ・上記本業務に含む場合、解体工事設計において対象施設の図面の CAD 化は不要としてよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事の実設計、積算及び工事監理を含みます。 ・設計に先だち、既存図との照合のほか解体設計に必要な現地調査を行うこと。 ・解体物件の CAD 化は求めません。
9	仕様書 P2 4 (2)業務範囲	対象外の業務/経費について 下記各業務については対象外の業務/経費としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

		<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設解体に係る PCB 調査 ・土対法関係各種調査（地歴調査、現地調査等） ・電波障害対策調査（机上及び現地） 	
10	仕様書 P2 4(2)業務範囲	<p>対象/追加とする業務/経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算業務は RIBC による作業と考えてよろしいでしょうか。 	RIBC は利用しません。
11	仕様書 P2 4(2)業務範囲	<p>什器備品計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様をご教示下さい。 	設計段階で検討する執務空間等のレイアウトに照らし、標準的な什器備品の既製品を選定し配置図、リスト及び概算見積もりの作成を業務範囲とします。建築工事に含むもの以外は、成果を基に市が再調整し別途発注します。
12	実施要綱 P7 評価基準	最優秀者の選定は一次審査の得点と二次審査の合計得点で評価されるのでしょうか。	最優秀者等の選定は合計得点で評価します。
13	実施要綱 P4 4(3)配置技術者の条件	4-(3)配置技術者の条件 ②・③構造、電気、機械の主任技術者は“参加者の組織に所属をしている”とありますが、実施要綱 P.8/9-(1)-②には、専門分野については協力者を加えることができるとありますので協力事務所としての参加でもよろしいでしょうか。	【質問番号 2】のとおり。
14	実施要綱 P7 7(3)評価基準	7-(3)評価基準について、最優秀者は一次審査と二次審査の合計点により決定されると考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
15	実施要綱 P8	9-(1)失格要件等②に“協力者となった者～は本プロポーザルに参加出来ない”とありますが、協力者と	複数の参加表明者に、協力事務所として参加することは可能です。

	9 (1)失格要件等	しても他参加チームへの参加はできないということでしょうか？	
16	様式 4 2.協力事務所	業務実施体制調書について、協力事務所が 2 件を超える場合、「2.協力事務所」欄を追加し、提出としてよろしいでしょうか。	追加してください。
17	監理費用	監理業務について、担当者の現場監理、定例等を含めた会議出席、現場立会等の回数などの程度を見込めばよろしいでしょうか。 常駐監理ではなく定例会議、立会等を随時行う非常駐監理と考えてよろしいでしょうか？	非常駐監理とします。 工事の進捗により手段や頻度の変動と思われるので、適切な工事監理が行える合理的な手段と回数を見込んでください。
18	実施要綱 P3 4 (1)業務実績	「同種実績」において、独立行政法人の発注業務は国または地方自治体の発注業務とみなしてよいでしょうか？	独立行政法人の発注は同種業務とします。
19	実施要綱 P3 4 (1)業務実績	記載した「同種実績」及び「類似実績」において契約書や内容確認の図面などの添付は必要でしょうか？また、添付が必要な場合は設計事務所の実績、配置技術者の実績、記載したすべての実績の確認書類の添付が必要でしょうか？	【質問番号 3】のとおり。
20	実施要綱 P3 4 (1)業務実績	記載可能な「同種実績」及び「類似実績」は元請け又は出資比率が 30%以上の設計共同体とありますが、協力事務所としての請負実績は記載可能でしょうか？	(様式 3)設計事務所概要書について、協力事務所が担当する一部の業務では、基本設計又は実施設計を完成させた実績とみなしません。 (様式 5)担当技術者調書については、協力事務所の立場で関わる専門分野の業務も対象とします。 その場合、発注者欄へ元請け事務所を併記してください。

21	実施要綱 P4 4 (3)配置技術者の条件	配置技術者の資格及び参加者の組織に所属していることを確認できる資料は資格証及び健康保険証の写しを添付すればよいでしょうか？	【質問番号4】のとおり。
22	実施要綱 P8 9 (1)失格要件等	構造・電気設備・機械設備については協力事務所を加えることができるが各主任技術者は参加者の組織に所属していること。と理解してよいでしょうか？	貴見のとおりです。
23	実施要綱 P4 4 (3)配置技術者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者の条件に完成させた実績を有し、とありますが設計の完了の事と考えてよろしいでしょうか。 ・この条件は、設計業務に関する条件でしょうか。 ・また設計業務と工事監理業務の兼任は可能と考えてよろしいでしょうか。 ・その場合工事監理の技術者について記載は不要でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴見のとおりです。 ・P4の(3)配置技術者の条件は、設計業務のみを対象とします。 ・貴見のとおりです。 ・兼任者の(様式5)は1部でよろしい。
24	様式5 2.業務実績 3.手持ち業務	業務実績、手持ち業務は、管理技術者・総合主任技術者・各主任技術者、全ての技術者の記載が必要でしょうか。 また設計業務についてでしょうか。	設計業務及び監理業務に係る全ての技術者（管理技術者及び各主任技術者）について記載してください。
25	様式3 1.設計事務所の概要	設計事務所の概要 担当営業所等の人数記入欄は、今回担当チームの人数でしょうか。または窓口の支店等でしょうか。	契約の受任者である支店、営業所等の所属人数を記載してください。
26	実施要綱 P3	業務実績の証明書類の添付が必要な場合、PUBDIS又はTECRIS等に登録されている物件において、そ	【質問番号3】のとおり。

	4 (1)業務実績	の写しを添付した場合は契約書及び図面の添付は不要と考えてよいでしょうか？	
27	実施要綱 P2 3 (1)スケジュール	3、本要項の共通事項、(1)スケジュールについて、2 次の質疑回答日が提案書提出期限の 10 日前となっており、回答内容を提案書に反映出来ない可能性が御座います。随時回答頂けると考えて宜しいでしょうか。	随時ホームページに回答を掲載します。
28	実施要綱 P3 4 (1)業務実績	4、参加資格、(1) 参加資格にある、平成 23 年度から公告日とは平成 23 年 4 月 1 日～令和 4 年 1 月 5 日として宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
29	実施要綱 P5 5 (1) 提出方法	設計事務所概要書、担当技術者調書に記載する業務実績について、実績を証明する書類（契約書の鑑、特記仕様書等）の提出は不要でしょうか。	【質問番号 3】 のとおり。
30	実施要綱 P7 7 (3) 評価基準	評価基準について、一次審査の得点は二次審査に持ち越さないと考えてよろしいでしょうか。	【質問番号 12】 のとおり。

※ 二次審査（技術提案）に関連する質問は、別紙「二次質問回答書」に掲載します。